

富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱

(平成6年12月27日告示第63号)

改正	平成8年12月2日告示第73号	平成11年3月19日告示第21号
	平成11年12月27日告示第81号	平成16年9月14日告示第64号
	平成17年3月28日告示第27号	平成19年3月30日告示第144号
	平成19年4月10日告示第154号	平成20年3月31日告示第42号
	平成21年6月11日告示第85号	平成22年8月10日告示第113号
	平成22年10月6日告示第131号	平成24年4月25日告示第84号の2
	平成28年3月30日告示第61号	令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、日本政策金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第5の第1号に規定する資金（以下「農業経営基盤強化資金」という。）を借り入れた農業者（以下「農業者」という。）の借入金の金利負担に対して、予算の範囲内で富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき利子補給補助金を交付する。

(補助の対象とならない者)

第1条の2 前条の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」

という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(種目、経費、補助率等)

第2条 前条に規定する利子補給補助金の種目、対象経費及び補助期間は次のとおりとし、補助率については、別表のとおりとする。

種目	対象経費	補助期間
農業経営基盤強化資金利子補給事業	農業者が自らの農業経営の改善を図るため借入れた農業経営基盤強化資金の借入れ金残高（延滞金を除く。）に応じた負担する借入れ金利	当該資金の借入れの日から25年以内

(利子補給補助金交付等に係る事務の委任)

第3条 利子補給補助金の承認申請、交付申請、請求、受領等に関する市との事務は、農業者が委任した日本政策金融公庫又は公庫の受託金融機関（以下「融資機関」という。）が実施する。

2 前項の規定は、日本政策金融公庫資金取扱店である農業協同組合について準用する。

(利子補給の承認申請)

第4条 農業者は、借入れの日から10日以内に富里市農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書（別記第1号様式）を融資機関に提出するものとする。

2 融資機関は、前項の申請書の内容を確認の上、提出のあった日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、受理した日から20日以内に農業経営基盤強化資金利子補給の承認通知書（別記第2号様式）により融資機関を経由して農業者に通知するものとする。

(申請及び実績報告)

第6条 融資機関は、規則第5条及び第15条の規定により利子補給補助金の交付申請及び実績報告をするとき、毎年1月20日までに富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請及び実績報告書（別記第3号様式）を

市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第7条 融資機関は、規則第18条の規定により利子補給補助金の交付を請求しようとするときは、富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(利子補給補助金の受領)

第8条 前条の交付請求により交付決定を受けた融資機関は、速やかに農業者の指定する口座に利子補助金を振り込むものとする。

(利子補給補助金の打切り又は返還)

第9条 市長は、農業者がその借入金をその目的に反して使用したとき、又は融資機関が委任事項に違反したときは、交付すべき利子補給補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利子補給補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)

第10条 市長は農業経営基盤強化資金貸付が適正に行われているかどうか知るために必要があると認めるときは、当該資金の融資機関から報告を徴し、又はその職員をして関係ある場所に立ち入り、帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

(暴力団密接関係者)

第10条の2 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第1条の2第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体)とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成8年12月2日告示第73号)

この告示は、公示の日から施行し、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成11年3月19日告示第21号)

この要綱は、公示の日から施行し、平成10年11月13日から適用する。

附 則（平成11年12月27日告示第81号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成11年10月21日から適用する。

附 則（平成16年9月14日告示第64号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成16年7月22日から適用する。

附 則（平成17年3月28日告示第27号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成17年2月21日から適用する。

附 則（平成19年3月30日告示第144号）

この告示は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月10日告示第154号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成19年2月20日から適用する。

附 則（平成20年3月31日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成20年2月21日から適用する。

附 則（平成21年6月11日告示第85号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成21年3月18日から適用する。

附 則（平成22年8月10日告示第113号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成22年6月18日から適用する。

附 則（平成22年10月6日告示第131号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成22年8月18日から適用する。

附 則（平成24年4月25日告示第84号の2）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定は、平成24年3月19日から適用する。

附 則（平成28年3月30日告示第61号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表

適用年月日	補助率
平成8年3月31日以前	年利0.5%の金利負担に相当する率
平成8年4月1日以降 平成10年6月15日以前	年利0.5%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.5%の金利負担に相当する率とする。
平成10年6月16日以降 平成10年8月20日以前	年利0.57%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.37%の金利負担に相当する率とする。
平成10年8月21日以降 平成10年9月17日以前	年利0.53%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.43%の金利負担に相当する率とする。
平成10年9月18日以降 平成10年10月21日以前	年利0.6%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.3%の金利負担に相当する率とする。
平成10年10月22日以降 平成11年10月19日以前	年利0.8%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利0.9%の金利負担に相当する率とする。
平成11年10月20日以降 平成16年7月21日以前	年利0.53%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.43%の金利負担に相当する率とする。
平成16年7月22日以降 平成17年2月20日以前	年利0.25%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利1.3%の金利負担に相当する率とする。
平成17年2月21日以降 平成19年2月19日以前	年利0.32%の金利負担に相当する率。
平成19年2月20日以降 平成20年2月20日以前	年利0.27%の金利負担に相当する率。ただし、当該資金の借入日から5年間に限っては年利0.62%の金利負担に相当する率とする。

平成20年2月21日以降 平成21年3月17日以前	年利0.30%の金利負担に相当する率。
平成21年3月18日以降 平成22年6月17日以前	年利0.32%の金利負担に相当する率。
平成22年6月18日以降 平成22年8月17日以前	年利0.19%の金利負担に相当する率。
平成22年8月18日以降 平成24年3月18日以前	年利0.11%の金利負担に相当する率。
平成24年3月19日以降 平成24年3月31日以前	年利0.26%の金利負担に相当する率。

別記

第1号様式（第4条関係）

富里市農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書

年 月 日

富里市長

様

住 所

氏 名

印

下記の農業経営基盤強化資金の借入れについて利子補給を受けたいので、富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金等交付要綱第4条の規定により申請します。

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	
借入額	千円
実行日	年 月 日
貸付利率	%
利子補給率	% [%]
償還期限	年 月 日
措置期間	年 月 日
償還方法	元金均等・元利均等

(注) 利子補給率の欄中の [] 書きは、平成8年度から平成12年度までの借り入れに関し、当該借入れの日から5年間に限る利子補給率

上記内容について、相違ありません。

年 月 日

融資機関名

代表者名

印

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



農業経営基盤強化資金利子補給の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあったことについては、承認します。

第3号様式（第6条関係）

富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請
及び実績報告書

第 号
年 月 日

富里市長 様

融資機関名

代表者名

⑩

年度において 他 名の農業経営基盤強化資金利子
補給補助金の交付を受けたいので、富里市補助金等交付規則第5条及び第15
条の規定により、下記のとおり補助金交付申請及び実績報告をします。

記

1 補助金交付申請及び実績報告額 円

第4号様式（第7条関係）

富里市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書

第 号
年 月 日

富里市長 様

融資機関名
代表者名

印

年 月 日付け達第 号で額の確定のあった農業経営基盤強化資金利子補給補助金を下記のとおり富里市補助金等交付規則第18条の規定により請求します。

記

補助金請求額 円